

住宅関連事業は、必ず工事着手前に申し込んでください
詳しいことは、市ホームページで確認してください

木造住宅の耐震関連事業

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217

市では、住宅耐震化促進のため木造住宅耐震診断者派遣事業および木造住宅耐震改修補助事業を実施します。

木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断者を派遣し、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て、または併用(2分の1以上が住宅)で在来軸組工法で建築した平屋・2階建て住宅

対象者 対象住宅の所有者かつ居住者で市税の滞納がない人

募集戸数 10戸

費用 無料

※耐震診断者の交通費千円負担
申し込み 4月16日(月)から建築住宅課建築指導係へ

木造住宅耐震改修補助事業

耐震改修工事
耐震診断の結果、倒壊の恐れがある住宅の耐震改修をする場合の経費の一部を、予算の範囲

内で補助します。

対象住宅 次の①から④全てに該当する住宅。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て、または併用(2分の1以上が住宅)で建築基準法その他の関係法令に違反していない②在来軸組工法で建築した平屋・2階建て③個人が所有し、かつ居住の用に供している(貸家を除く)④耐震診断の結果、倒壊する可能性がある、または高いと診断された

対象者 次の①から④全てに該当する人。①対象住宅の居住者(耐震改修後居住する人も可)②世帯全員に市税などの滞納がない③世帯員の中に前年の所得が600万円を超える人がいない④世帯員に暴力団員に該当する人がいない

募集戸数 2戸
対象経費 耐震改修設計費、耐震改修工事費、工事監理費
補助額 100万円を限度に補助対象経費の3分の1以内

申し込み 4月16日(月)から11月30日(金)までに建築住宅課建築指導係へ

産業振興課からのお知らせ

問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線3255



企業向け
奨励金制度を
ご利用ください

■ トライアル雇用支援奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大につなげるため、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象者

▽若年者など(45歳未満の人)

▽中高年齢者(45歳以上65歳未満の人)

▽障がいのある人

※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により、試行的に雇用された人

奨励額 1人につき、月額1万2,500円(最大3カ月間)

申し込み 所定の申請書に必要書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、産業振興課商工振興係へ

■ 特定求職者雇用企業奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用して、障がいのある人を雇用した市内中小企業者に奨励金を交付します。

交付内容 下表のとおり

申し込み 所定の申請書に必要書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、産業振興課商工振興係へ

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号、または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円(9万円)	1年	第1期9万円(4.5万円) 第2期9万円(4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円(18万円)	1年6カ月	第1期12万円(6万円) 第2期12万円(6万円) 第3期12万円(6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

※対象労働者は、いずれも雇入れ日現在の満年齢が65歳未満であり、市内に在住する人に限ります
※交付金額は6カ月ごとに交付されます。()内は短時間労働者に対する交付金額です
※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます

空き家解体補助事業

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217

空き家を自主的に解体する場合の解体費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

対象住宅 一年以上居住その他の利用実績がない個人所有の一戸建て、または併用(2分の1以上が住宅)で抵当権が設定されていない住宅

対象者 次の①から③いずれかに該当する市税滞納がない人。①空き家の所有者②所有者の相続人③所有者、または相続人から同意を得た人

補助額 20万円を限度に補助対象経費の3分の1以内

申し込み 4月16日(月)から建築住宅課建築指導係へ

国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入しなければなりません。学生は一般的に所得が少ないため、本人所得が一定額以下の場合、納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象 大学や大学院生、短期大学、高等学校、高等専門学校などの各種学校に在学する学生

承認期間 4月から翌年3月まで

手続きに必要なもの 年金手帳/印鑑/在学期間が分かる学生証のコピー、または在学証明書の原本

※個人番号(マイナンバー)での申請も可能となりました。詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3137、
渋川年金事務所国民年金課 ☎0279-21607へ